

審議会等の会議結果報告書

【担当課】 上下水道課

会議の名称	令和8年度 第2回 茅野市上下水道事業運営審議会		
開催日時	令和8年5月20日（水） 18時30分～19時40分		
開催場所	市役所 議会棟大会議室		
出席者	※出席委員：矢崎会長、久保副会長、牛山委員、小山委員、伊東委員、沼尻委員、百瀬委員、岩島委員、北原委員 ※市側出席者：柳平都市建設部長、鎌倉上下水道課長、佐々木庶務経営係長、藤澤営業係長、荒井上水道整備係長、谷給水維持係長、伊藤下水道整備係長、畠山下水道管理係長、土橋庶務経営係主査、藤森庶務経営係主査		
欠席者	朝倉委員		
公開・非公開の別	(公開)・非公開	傍聴者の数	1人
議題及び会議結果			
発言者	協議内容・発言内容（概要）		
都市建設部長	○議事 1 開会 2 会議事項 （1）下水道事業の使用料改定について（諮問案件） 3 その他 4 閉会 ○議事録 1 開会 ただいまから、令和8年度第2回茅野市上下水道事業運営審議会を開会します。 本日ご出席いただいている委員の方は9人です。委員数10人の過半数の出席をいただいていますので茅野市上下水道事業運営審議会設置条例第6条第2項の規定に基づき、審議会は成立しましたことをご報告申し上げます。 2 会議事項 それでは、会議事項に入りたいと思います。 前回、諮問の資料について説明を受け、委員の皆さまから質問を出してもらいました。それらについての回答の補足や追加資料があるようですので、まずは、事務局から説明をお願いします。 上下水道課長 それでは、前回第1回の審議会の際に委員の皆様から頂いた質問について、回答させていただきます。 はじめに、公衆浴場における単価についてのご質問で、一般の下水道使用料と比べ公衆浴場単価は安いのではないかという内容です。以前お配りした説明資料の14ページに現行の使用料が載せてありますが、これまで、公衆浴場単価は使用量に関係なく1㎡当たり67.1円でした。この考え方の基本となるものは、料金表の備考第2項第1号の県条例第2条に規定する普通公衆		
庶務経営係長			
会長			
上下水道課長			

浴場、いわゆる銭湯になりますが、これは物価統制令に基づいて入浴料が統制されており長野県の基準では500円以下となっております。これは、公衆衛生の向上を目的に入浴料を安く設定しているもので、自由に価格設定できない代わりに下水道使用料等の経費の減免等を行うことで、施設の経営安定を図ってきた経過です。また、料金表の備考第2項第2号の公衆浴場は、第1号の普通公衆浴場には該当しませんが、広く市民が入浴する施設であることからいわゆる銭湯に準ずるものとして公衆浴場単価を採用しております。

続いて、市民の方に負担をお願いするからには市としてもこんな努力をしているということがきちんと説明できないと納得が得られないように思うが、市民の負担を少しでも減らすためにどんな取り組みをしているか、とのご質問です。まずは歳入確保の取組で、主に2つ考えられます。1つ目は、下水道の接続件数を増やすこと。2つ目は、使用水量を増やすことが挙げられます。接続件数を増やすことについては、現在、下水道の接続率は99%を超えており、今後大幅な増加は見込めない状況です。下水に接続されていない世帯への接続依頼は実施していますが、改めて接続に繋がるケースは少ない状況にあります。次に使用水量を増やすことについては、大口の利用者を増やすことが最も効果が大きいと考えています。大口利用者というと、企業等になりますが、企業の誘致については一般会計と連携し実施しております。今回の改定案では、既存の大口利用者に対し、上げ幅を一般家庭より抑えることで配慮しています。続いて、歳出削減の取組ですが、担当部署は過去、上水道と下水道のそれぞれの課を組織し運営していましたが、上下水道を一体的に組織し運用することで経費の削減を図ってきておりますし、日常的にも効果的かつ経費を掛けない方法を検討しながら事業を進めております。直近では、上下水道料金の明細を、これまでは各戸に郵送していましたが、今年10月からwebによる登録制に変更し、経費の削減を見込んでおります。また、上下水道事業を民間の力を活用して運営するウォーターPPPの導入についても検討しており、導入することにより、国の補助金を引き続き活用できるようになるほか、10年間の一括契約をすることによるコスト削減効果も期待できると考えています。

今回、改定をお願いする下水道事業は、歳入を増やす工夫の余地が少ない事業でありまして、歳出の削減が主な取組となるわけですが、これは日常的に取組んできており新たな手立てがなかなかない状況です。そうしたなか、物価の上昇等による固定費の増加や歳入の減少見込みで経営状況が厳しさを増してきていることから、今回、使用料の改定をお願いしている状況であります。

続きまして、これまでの下水道事業運営のなかで得た黒字分について、どんなお金の流れになっているのか解る資料があればとのことでしたので、係長の方で作成しましたので説明させていただきます。

庶務経営係長

A4一枚の資料で上半分が図で下半分に説明が書かれている資料をご覧ください。過去の黒字がどのように使われてきて今現在どうなっているかというご質問についての追加資料で、令和6年度を例にして説明するものです。結論から説明させていただきますと、過去の純利益分につきましては、補てん財源というものに組み入れられた後に企業債の償還金に充てられ、令和6年度末で約5億円しか残っていない状況になります。それでは上の図をご覧ください。左側が収益的収支、いわゆる損益計算書に当たるものになり

ます。右側が資本的収支で下水道管などの資産の取得に要する収支になります。真ん中に補てん財源というものを記載させていただいております。まず、収益的収支は収入が約 22 億 5400 万円で支出が 20 億 600 万円で、その差額 2 億 4800 万円が純利益となっております。右側の資本的収支の方をご覧くださいますと、こちらは収入が 4 億 3000 万円に対して支出が 15 億 9400 万円で、11 億 6400 万円の赤字になります。資本的収支が赤字になるのは令和 6 年度に限ったことではなくて、ほぼ必ず赤字になります。資本的収支の支出の内訳ですが、資産の取得に要する経費である建設改良費が約 5 億 7000 万円で、残りの 約 10 億 2500 万円が企業債の償還金になります。建設改良費については国の補助金や借金である企業債などの財源があり、それが収入のところに入っていますが、企業債の償還金については財源がないため全て赤字になります。この赤字の部分を補てんしないと毎年の現金が足りなくなってしまうますが、それを補てんするのが補てん財源ということになります。それでは真ん中の補てん財源をご覧ください。一番上に前年度末残高とありますが、これは令和 5 年度末から繰り越されてきた部分になります。その下が減価償却費から長期前受金戻入を引いたもの 8 億 5500 万円になります。減価償却費は収益的収支に経費として計上されていますが、実際の現金の支出を伴わないものになります。現金の支出を伴わないが経費として計上しているということは、その分純利益以上に現金があるということなので、それを補てん財源に組み入れています。その下がその他で 3900 万ほどありまして、残りが収益的収支の純利益 2 億 4800 万円になります。これらにより、令和 6 年度に使える補てん財源が 16 億 3800 万円になりまして、そこから資本的支出の赤字額 11 億 6400 万円を補てんしますと残りが 4 億 7400 万円になります。この分を次年度に繰り越すようになります。こういったことを毎年繰り返してきておりまして、過去の利益分は補てん財源に組み入れられて資本的収支のうち企業債の償還金の補てん財源として使われてきて、現在は約 5 億円しか残っていないという状況になります。令和 7 年度の決算はまだ確定はしていませんが、補てん財源の残高は約 5 億円で大きな変動はありません。

会長

ただ今事務局から、前回の補足説明がありました。委員の皆さんからご質問がありましたらお願いします。

委員

前回質問させていただいた内容のうち、過去の利益分がどのように活用されたかを見せていただきたいという質問についてはこの資料で説明されていると思いますが、値上幅の根拠になる資料というのはいかなるのでしょうか。つまり、未来に対してはこれだけの内容をするとというのが確認できると、だからこれだけの値上げが必要なのだということが分かるのかなと思ったので、過去の利益と未来に対して値上げをしようとしているものの対比資料が欲しいということをご質問したように記憶しています。もしかしらその時の言い回しがまづかったかもしれませんが、そのような資料があればお願いします。

庶務経営係長

今後の見込みとしてこれぐらい値上げをしなければいけないという資料についてですが、前回の諮問をさせていただいた時の説明資料、カラーの資料ですが、そちらの 25 ページに今後の収入の見込みと支出の見込みを載せさせていただいて、これだけ不足をするので、これだけ上げなければいけないというような状況を説明させていただいています。過去の利益分とこれから上げなければいけないというところが、対比をするような関係にはな

	<p>ってはいないです。過去の利益分は、補てん財源に組み入れられて使われてきております。一方、ここで使用料を上げなければいけない主な理由は、収益的収支が赤字になってしまうというものなので、今後の収入と支出の試算をさせていただいております。そのなかで、今後の更新の経費も確保していかなければいけないため、資産維持費というものも支出に計上させていただいています。今後の更新の経費という点では、補てん財源の部分と若干関係はしてきますが、直接対比をするような関係にはなってはいないです。過去の利益が今現在そんなに残っていないというのは追加資料で説明させていただいており、今回これだけ上げなければいけないというところは、使用料改定率算定表で計算をさせていただいております、それぞれで確認をしていただくというよう内容になっております。</p>
委員	<p>ありがとうございました。こういう資料をなかなか見慣れていないものですから、まだよく理解ができていないので、また確認させていただきます。</p>
会長	<p>ほかにただ今のご説明につきまして、ご質問がある委員の皆さんありましたらお願いいたします。</p>
	<p>(意見等なし)</p> <p>それでは、諮問事項の全体について審議をお願いしたいと思います。まず全体をとおして質問のある方いらっしゃいましたらお願いします。</p>
委員	<p>歳出の中で流域下水道維持管理負担金というのがあります、令和8年度・9年度は税抜きで1㎡あたり83円となっていますが、令和7年度や6年度がいくらだったか、教えていただければと思います。もしかしたら見落とししているかもしれませんが、お願いします。</p>
庶務経営係長	<p>前回お配りした資料の5ページをご覧いただきたいと思います。こちらの上の表に単価を載せさせていただいております。税抜きで令和6年度が79円で令和7年度が78円になっております。</p>
委員	<p>このページを見落とししていました。そうすると令和5年度から6年度は79円で、令和7年度は少し安くなっているということでしょうか。</p>
庶務経営係長	<p>定期的に3年に1回見直しをするようになっておまして、令和7年度からの単価を見直しする時に、県との交渉で1円下げることになりました。その後、令和8年度と9年度については本来見直しをするタイミングではなかったのですが、78円だと施設の運営ができないということで、83円に上げるということになりました。</p>
会長	<p>ほかにご質問はありますか。</p> <p>(質問なし)</p>
	<p>それでは質問がないようですので、ご意見の方をお伺いしたいと思います。ただ今の事務局の説明、それから前回の会議を通して、諮問事項に対しご意見がありましたらお伺いしたいと思います。</p>
委員	<p>歳出の流域下水道維持管理負担金に注目をしていまして、これはどんどん単価は上がってきていると思います。令和6年度から7年度は1円下がっていますが、8年度・9年度は上がっており、10年度から12年度はまた上がるということです。これは一般企業なんかで言えば仕入れ単価がどんどん上がってきているという状況だと思います。であれば、それに連動して使用料も上げていかなければいけないものではないかなと思います。その辺も踏まえて、使用料の改定は頻繁に行ってもいいのではないかなと思います。そういうことはしていかないと逆にいけないのではないかなと、それをしないと</p>

会長

怠慢になってしまうのではないかと思います。

ありがとうございます。令和9年4月1日から20.89%という改定の諮問が来ていますが、これについてご意見いただきたいと思います。前回、公衆浴場についてご意見いただいておりますが、それについては特によろしいですか。

庶務経営係長

本日欠席されている委員のご意見をご紹介させていただきたいと思えます。

基本的には前回ご質問いただいた内容と同じ内容になります。まず1点目が先ほど課長から説明をさせていただいた内容になりますが、収入確保と経費削減の取組についてです。使用料を上げるにあたって、こういう収入の確保や経費の削減の取組をしているということを示して、こういうことをやっているのだけれど、それでも足りないので使用料を上げさせていただくという、そういった説明の仕方をしていかないと市民の方たちにご理解いただけないのではないかとご意見でした。今後の広報の仕方ということになってくるかと思いますが、そういったご意見をいただいておりますので今後使用料改定が決定しましたら、そういったことも念頭に広報をしていきたいと考えております。

もう1点、公衆浴場単価について、こちらも前回言われた内容ですが、公衆浴場単価と通常の単価で差が大き過ぎるのではないかとご意見です。民間の入浴施設だと通常の使用料でやっているのに、市の施設だと公衆浴場単価が適用されるということだと民業圧迫になってしまうのではないかとご意見を改めていただきましたので、ご紹介させていただきました。

会長

ありがとうございます。ただ今、本日欠席されております委員からお寄せいただいたご意見を紹介してもらいました。全体を通して、各委員の皆様から一言ずつご意見を頂戴したいと思います。よろしく願います。

委員

頭の中が数字だらけになっていて、何をどこから聞いたらいいかというのが正直なところですが、先ほどからお話が出ている公衆浴場の使用料の件がやはり私も気になっています。私の小さい時もそうですが、自宅にお風呂がないということが割と普通で、公衆浴場に行ってお風呂に入るというようなことが昔は当たり前の生活だったかなと思います。そういう面で、戦後からの流れで衛生面を向上するためにはということ、そういった公衆浴場の方が市でも推進されてきたのかなという経緯をおもんぼかるのですが、今はもう自宅にお風呂が付いている状態で生活できていますので、その辺りは時代が変わってきているので、考慮すべきところはそこではないのではないかと感じています。県とのつながりとかもあると思うので、その辺りは市だけで決定はできないかもしれませんが、先ほどの話でもありましたが、民間の方では通常の使用料でやられているということも併せて、金額の設定を見直してもらおうと違うのではないかと感じています。

それと、使用料が今後減少していくという見込みをグラフで見せていただいている人口減少という理由が付いているのですが、高齢化社会ですのでだんだん空き家が増えたり、使用する方が減ったりしてくるかとは思いますが、どういう根拠で減少していく、何%ずつ減っていくという見込みを作られているのか、その辺りがよくわからないなというところがありました。人口減というのは分かるのですが、人口がどんどん減っていくと、これからは私たちが使うものがどんどん値上がりをしていき、それらを負担していくし

庶務経営係長

かないのかというのが、受け入れなければいけないと思うのですが。いろんな経費の削減も努力されているとの話ですが、私たちも会社勤めしていますと、やはり事務費1個1個に対してもすごくシビアに、印刷をかけるにしても何にしてもそうですが、1個1個の節約が経費削減につながっていくというのはすごく身にしみて仕事をしているので、そういったところとか、もちろん皆さんされていらっしゃると思うのですが、大きい数字のところだけじゃなく、日々のそういうお仕事をされる小さなことからの経費削減みたいなものが、私たちみたいな一般市民からするとどういう努力をしているのかというのが見えてこないで、その辺りも付け加えていただけると嬉しいなと思ったりしました。まとまらなくてすいません。質問としては、人口が減っていくっていう根拠みたいなものがどう算出されているのかというのが分からなかったで、聞きたかったところです。

人口減少による収入の減の見込み方ですが、下水道の使用は一般家庭の使用と企業とかの使用がありまして、使用水量で大口と小口に分けています。小口が一般家庭になりますが、その小口の使用水量を国立社会保障・人口問題研究所というところの人口推計で人口が減っていくという見込みになっていますので、その減っていく率に応じて、小口の使用水量も減少するというような見込みをしています。実際は、例えば5人の世帯のところは4人になったとして使用水量が5分の4に減るかということとそこまで減らないと思いますが、一方1人の世帯が使わなくなると大幅に水量は減ります。このように、人口減と比例して使用水量が減少するとは限りませんし、基本使用料との関係もありますので、必ずしも人口減に応じて使用料が減少するわけではありませんが、そこは見込みきれないので、人口減少率に応じて収入が減少していくというように見込んでいます。

委員

ありがとうございます。追加でお伺いしたいのですが、その減少率っていうのは、例えば都心部とか田舎とかごとに全国一律で計算されている率になるのでしょうか。

庶務経営係長
委員

市町村ごとに出されておりますので、茅野市の推計になっています。前回から色々な資料を作っていただきまして、私は大変分かりやすく、素人ですがこの資料を見ながらこれからの使用料改定をするにあたり、仕方がないという感じではあります。茅野市は山があつたり広がったりということで、何かあった時のためにプールするお金も必要だと思います。市民としては、本当は値上げをしないのが1番だと思いますが、この作っていただいた資料をみると仕方がないことではないかなと思います。ただ、1つ公衆浴場の使用料について、前回の説明でいくと綺麗な排水であるから使用料も低いというようなご説明があつたと思いますが、昔は石鹼で科学物質とかそういうものが入ってなかったですが、今はシャンプーにしてもボディソープにしてもそういうものが入っているので、その汚水処理のコストみたいなものはどうなっているのかなというのが疑問です。あとのことについては、仕方がないことなので、茅野市として安全に上下水道が使えるような使用料改定をしていただければいいなと思っています。

庶務経営係長

前回私が「綺麗な排水」と言い方をしてしまったのですが、私の思い込みと言いますか湯船のお湯だけをイメージして洗い場の排水のことをイメージしないで発言してしまったものになりますので訂正させていただきたいと思っています。安い単価を適用している理由としましては、先ほど課長から説

委員
委員

明がありましたとおり、過去の物価統制とかがされていた公衆浴場に対する配慮といったところになりますので、訂正させていただきます。

わかりました。

最初に質問です。聞き漏らしてしまったかもしれないのですが、この必要平均改定率の 20.89%を上げて、何年間改定後の使用料でいけるという見込みなのでしょうか。

庶務経営係長

3年間になります。先ほど話が出ました流域下水道維持管理負担金が3年に1度見直しをすることになっておりますので、それに合わせて3年間で計算をさせていただいた結果がこの20.89%になります。

委員

必要に応じて値段を改定するというのは当然のことなので、やはりやるべきだと思います。そして、いろいろな意味で私たちが税金を払うということも踏まえて、様々な政策運営にお金が回っていくということもあると思うし、どんな政策をどういう目的で何を大切にすることかということの一環として、上下水道の問題は絶対なくてはならないものなので、優先順位がすごく高いだろうなと思うと、やはり値上げをしてでも維持管理ができるという状況を是非作ってほしいというのは切実に思うところです。一方で、ウォーターPPPも取り組みますというお話もあり、民間を入れた時に、大切にすべきものの視点が変わってしまう危険性がないのかなということは、危惧するところです。全然違う例かもしれませんが、弊社の社員で障害者手帳を持っている人がおられて、以前は市の温泉施設に無料で入れたのですかね。そういう話をしてくれまして。

委員

茅野市の温泉は障害者手帳があると無料で入れました。市によって違いましたが、昨年度の使用料の改定で無料ではなくなっています。

委員

多分そのお話だと思います。大幅に改定されて、ご本人からすると生活のサイクルの中に入っていたものが、それだけの値上げ幅になってしまうと行く回数を本当に考えながら行かないと家庭が回らなくなるという話を雑談の中でしてくれました。平均一律同じ値上げの仕方ではないのかなということは感じると思います。例として比較対象になるものではないかもしれませんが、使用量が少ない多いも大切なのですが、その方たちの家庭環境からするとものすごく大打撃になるうちもあるでしょうし、大した影響が出ないと思われるお家もあるかもしれませんし、こちら辺を一律に見てしまうことの弊害はないのかなというのは気になると思います。値上げをするというのはもう大前提でやっていくべきだと思いますが、値上げをするやり方みたいなことはもう少し精査して個別事象みたいなところは配慮していただきたいです。全てに配慮することはできないと思いますが、どんな人でもこの茅野市で幸せに生活ができるイメージがもてるということは、人口維持というところでも大切だと思うので、そんな視点は1つ持っていたきながらこの値上げをご検討いただけたらありがたいと感じました。

委員

生活インフラに本当に直結しているこの事業なので、値上げの必要性も理解できますし、もっと言うとこれから更新も考えれば必要なのだろうなと思っています。ただ、一方この平均改定率の20.89%というのはかなりのインパクトで、過去の値上げをしてきた経緯を見ても今回大きく上がるという意味では、先ほどの話ではないですが、ご家庭によってはかなりのダメージがあって非常に生活に影響が出る家庭が出てくるのではないかと思います。みんな平等に使っているものなので、平等に払うという公平性もあるので

ようが、一方でどうしても所得格差というものがあるなかで、どうしても使わなきゃいけない方にどのように配慮するのかという視点は、検討というか工夫があるといいのかなと個人的には思います。前回の資料の17ページ、18ページで他市町村との比較がありますが、現状茅野市がかなり低い状態になっているというなかで、今回の値上げで大体上位の方に上がってくるわけです。それぐらいの値上げ幅なので、先ほどお話をさせていただいた配慮が必要なご家庭への対応というか2段階構造と言いますか、そういうやり方というののもあっていいのかなと思います。一方で私は転勤族なのでいろんなところを回りますが、この茅野市は移住者が非常に多いということは、魅力ある町だと思っています。そういう方たちからもしっかりともらえる仕組みを採ればと思います。移住者が来ると当然ながら人口減少も抑えられるし、使用料などももらえるので、その移住者をどうやって増やすかということもリンクして考えていくことで、この改定の金額の上げ幅も抑制できるし、維持更新ができていけるのではないかなと思います。ほかの市町村でかなり低いところもありますが、そういったところでどんな工夫をされているのかというのは、当然研究されているかもしれませんが、そういったものも取り込みながら、茅野市では全てそういうのは手を打っているよと、そのなかでやっぱり地域も広いからこれだけかかってしまうというような丁寧な説明があると市民の方に納得度が高いのかなと感じました。

委員

今までずっと皆さんの意見を聞きながら、この上げ幅が適正かということが1番問題だと思いました。3年間の先を見た時に、今回この幅で改定しても、また高くなるかそういう心配があるわけですが、その辺は今ここに資料に載っている数字で推移するとお考えですか。令和11年にまた改定があるわけですね。その時に今回20.89%上げて、次の段階でもまた大幅な上げ率になるようなことはないですか。

庶務経営係長

先の話になるのではっきりしたことは言えないのですが、3年後にも同じ考え方で改定をすとなった時には、今回ほどの改定にはならない見込みです。今後の資産を維持していくための経費とかも含めて考えていっても、10%はいかない位の改定が必要になる見込みです。ただ、3年後直ちに赤字になるわけではないので、もうちょっと先伸ばしするとか、それまでの間でいろいろと状況が変わっていると思いますので、そういった変化によっては上げなくて済むというようなこともあるかなと思います。現時点でははっきりしたことは申し上げられませんが、ただ、次回も20%上げなければいけないということは、よほどのことがなければいけないと考えております。

委員

ありがとうございました。もう1つですが、最近下水道の事故が多いわけですね。こういう事故に対しては、例えば国の方から助成金で改修とかそういうことができるのですか。それともこういう市町村が管理しているものは、市町村が実施する、つまり市民の負担になるということですか。

下水道整備係長

補助という面と言いますと、事故が起こった時に直す費用についてはおそらく補助というものがなくて、その事故が起きる前に予防保全として実施する工事に対してはそういった計画を策定して、それに対する国庫補助というものがあります。ですので、今後将来的な劣化の状況を予測して、事前に工事をして、そういった事故を防止するという取組を現在も進めているところです。

上下水道課長

補足をさせていただきたいのですが、先ほどからウォーターPPPの話が

	<p>出ておりますが、これは下水道などの運営を民間の力を借りて行っていくというもので、国自体が動きだしているものです。現在、どこの自治体でも技術者不足ですとか、工事を発注したりする人材が不足していたりだとか、あとそういった専門人材自体が少なくなってきました。民間の方でも状況は同じかもしれませんが、自治体がそれを維持継続していくには限界が来る時代がすぐそこまで来ているということで、国の方もウォーターPPPを進めており、そういう体制ができれば国の補助金も厚くしていきますよという流れに今なりつつあります。そのなかでも、1つの自治体単体で動くのではなくて、もっと広い範囲で、例えばこの諏訪の平ら1つになって連携してウォーターPPPを導入する場合にはもっと手厚くするというようなことも検討がされ始めている状況です。時代の流れが、水インフラだけでなく道路とか橋梁とかのインフラ全般にそういう流れに国の方もなってきました。多分どこの自治体も事業を始めてから50年とか時間が経ってきており、そういったものを一斉に直さなきゃいけないという状況で、財政的にも困難になってきています。そうしたなかで国の力も借りたり民間の力も借りたりというようなことで今動き始めているという状況です。</p>
委員	<p>基本使用料で0 m³ から10 m³まで使えるということですが、これはずっと同じですか。うちは2人世帯ですが、意外と水を使わないなと思っています。お風呂は温泉に行ってしまうし、飲み水も買ってくるしみたいな。そういう使用量に関して、基本使用料で0 m³から10 m³まで使えて、次の区分が10を超えて30 m³までということですが、これはずっと同じなのですか。ずっとこの区分でいくということですか。時代によって使用水量とか色々変わりますよね。そういうなかで、この区分を変えないというのはどうなのかと思います。ここを変えることで、使用料収入が変わるのではないかという気がしました。</p>
会長 委員	<p>区分の変更をしてみたらどうかというご意見ですね。 その辺も検討が必要だと思います。最初に聞いた説明で1人当たりの大体の使用量として10 m³で、そこから0 m³から10 m³までが基本使用料ということだったのですが、実際うちの使用料を見たら2人世帯ですが使わない月は10 m³でした。生活様式が変わってきたので、使用料体系も変えてもいいのかなと思います。その辺のところも含んで使用料改定はしていただきたいなという気もします。</p>
会長	<p>ただ今のご意見は、使用料の区分を併せて改定したらどうかというご提案でした。</p>
庶務経営係長	<p>今回、基本使用料で10 m³までというところをどうするかということを庁内では検討をしました。おっしゃっていただいたように、水を使う量が減ってきているというところで、10 m³を8 m³にするとか、基本使用料で使える水量をなくして1 m³から従量料金がかかるという体系にするということも考えました。実際、市町村によってはそのような体系にしているところもあります。そういったことも検討したのですが、そうしますと、一時的にといいですか、改定をした時に一定の利用者、例えば基本水量を8 m³にすると9 m³と10 m³を使っている人の使用料が改定前と改定後で著しく上昇してしまう、その水量の人だけ、かなり大きく上がってしまいます。諏訪地域の市町村を見ますとどこも10 m³となっていることから、今回はそのところは変更しないで改定を考えさせていただいています。今後は、おっしゃっていただ</p>

委員

いたとおり、そういったところも考慮に入れながら使用料を考えていかなければいけないと考えております。

先ほどお伝えさせていただきましたが、かかるものはかかるので、上げていかなければいけなくなってくる。ただ、ほかの委員さんが言われたように、区分変更ですとか、人によって配慮をするとか、そういったところはまた考えていただければと思います。そうは言っても職員の皆さんは行政の道のプロですので、ここに出ている資料だけではなくていろいろな資料、人口統計だとかいろいろなものを見ながら、多分今回の上げ幅を考えていると思いますので、そこについては任せたいとかお願いしたいなと思います。あと、私は会計や税の関係をやっているということで委員に選ばれていると思うのですが、やはり民間企業でもそうなのですが、利益は出していかなければいけない。ちなみに行政は利益を出すというそういう考えではないと思うのですが、先ほどの収益的収支、資本的収支の中で、今後設備投資をしていかなければいけない。そういったものは早めに見積もって、そこまで踏まえた使用料体系を考えていただけた方がいいと思います。間違いなくこれから人口は減っていくということが統計でも出ています。また、皆さんも生活の中でも感じていると思いますが、何もかもが今値上がりしています。今の中東の状況もちょっと先行き分からないので、そんなことを考えると安全・安心に水道を使っていく、また下水道も使っていくためには、設備投資をしていかなければいけないということを考えた上で、使用料の設定を考えていく必要があると思います。

会長

ありがとうございました。1人ずつご意見伺いましたが、もう少しご意見のある方いらっしゃいましたらお願いしたいと思います。

(意見なし)

それではご意見も出尽くしているようですので、市からの諮問に対する答申の方向性の確認をしたいと思います。ただ今、委員の皆さんから、生活弱者への配慮が必要ではないかとか、インフラの維持のためには値上げもやむを得ないのではないかというようなご意見をいただいたのと同時に、今回は間に合わないかもしれないが、今後区分も見直した方がいいのではないかというようなご意見もいただいたと思います。

方向性としては、諮問のとおりかどうかは別として、値上げはやむを得ないという方向性でよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。続いて諮問されています平均改定率 20.89%、また改定日が令和9年4月1日ということですが、こちらについて具体的にご意見ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。諮問どおりに答申をまとめていってよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは皆さんのご意見等お伺いしたところ、諮問書どおりの案でやむを得ないのではないかということですので、今後このような方向性で事務局の方で答申案を作成するようにお願いしたいと思います。

委員

聞き漏らしてしまったかもしれませんが、いろいろ意見は出たけれども、結果として諮問書のとおりにするというまとめかと思いますが、そうしますと、先ほど出たような意見というのはどこで反映されることになるのでしょうか。

会長

答申書の中に、例えば生活弱者に対する配慮が必要だとか、そういった意見を入れることになるかと思いますが、答申書にそういったことを入れることは可能ですか。

庶務経営係長

答申書に入れていただくのは問題ありません。答申書のイメージを説明させていただきたいと思います。まだ決まっていないですが、仮に諮問のとおりの内容でやむなしということになりますと、改定日、改定率と料金表の内容について、これで適当であるというような答申の結論を書いて、その後これまでに出了ご意見を理由として入れさせていただきます。その後に付帯意見として、生活弱者への方への配慮ですとか、公衆浴場単価の関係ですとか、そういったことについて記載するようになるかと思いますが。これまでの話の流れで行きますと、そのようなイメージをしております。

委員

ありがとうございます。

会長

それでは次回の審議会で、事務局の方から答申書案を提示してもらい、それについて皆さんにまた討議をいただきたいと思います。

それと、答申の方法について皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。答申書が固まりましたら、市長に答申をすることになるわけですが、本来でしたら委員の皆さんで答申書を渡すのが本質ですが、皆さんの日程を合わせるのは大変だと思いますので、ほかの審議会の例でも正副会長が代行して、市長さんに答申書をお渡しすることが多いようですが、そのような方法でよろしいでしょうか

(異議なし)

ありがとうございます。それではそのように進めさせていただきます。

それでは以上で諮問書についての討議は終了させていただきます。

3 その他

庶務経営係長

次第の3、その他ですが、事務局の方から何かあればお願いいたします。

次回の日程についてお話をさせていただきたいと思います。事前にメール等で6月10日水曜日と7月8日水曜日の予定をお伺いしたところ7月8日の方がご出席いただける方が多い状況です。牛山委員と小山委員と沼尻委員のご都合がつかない日ですが、概ね議論の方はしてご意見を出していただいております、それをまとめた答申案を確認していただく会になりますので、答申案を事前にご確認いただいて、ご指摘等いただいた上で審議会の方に向けさせていただくという方法を取らせていただくということで、7月8日水曜日に開催させていただければと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。またメールで連絡させていただきますが、7月8日水曜日の6時半から開催させていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

会長

ありがとうございました。それでは、ただ今事務局から説明がありまして、7月8日水曜日の6時半からお集まりいただきまして、答申案について討議いただきたいと思います。ほかに、委員の皆さんから発言がございましたらお願いいたします。

委員

今回、改定率を20.89%として諮問されましたが、例えば19%がいいのではないかというのはなかなか言いづらくて、検討過程で3パターンの率を検討されたのであれば、検討した3パターンの中で市としてはB案を選びまし

委員

たと言っていたかと、我々にするとAやCの方がいいのではないかと比較できると思います。なので、今回1つの数字と根拠の説明をされていますが、0か20しかないので、次回以降は複数案出す方法で諮問していただいた方がいいのかなと思います。今回の答申の結論は20.89%でいいとは思いますが、検討プロセスの中で何パターンかあったはずで、その中で選んだ理由を入れていただくと素人の私たちも選びやすかったり、より議論が深まったりするのではないかと思います。もう1つ、企業債の残高が87億円位だったかと思いますが、それなりに残高があるなかで、資本的収支で結構返済のスピードを上げて返していつている、これは財政を良くするという意味でいいと思うのですが、返済をいっぱいしなければいけないことで、改定幅が非常に大きくなり、生活者の負担を一気に上げてしまっているということであれば、この返済スピードの見直しも検討する必要があるのかなと思います。そこはもしかしたら関係ない話かもしれませんが、そんなことを考えました。

すごく良い意見だと思いました。それが私も言いたかったなと思いました。なぜならば、3年後に見直しをするとのことですが果たして3年後どうなるのかというところが今見えていないだけに、例えば今回の改定率を20.89%とすると3年後に見直しはするが、この位の幅は担保を取ってあるのであまり上げなくてもいいといったことが分かると今回の20.89%の意味が出てくるけれど、それが見えないまま3年後にまた想定もしてないような改定幅になってしまうと、今回の20.89%は何だったのだろうかということになりかねないかなと思います。逆に、例えば、今回これだけ上げておけば今後10年間改定をしなくてもいいというものがあるのであれば、そういうものも知れると、今は大変だが10年同じ水準でいけるのならその方がありかもしれないということも出てくるのかなと思います。ただ今の素晴らしい意見で、そういうことを私も考えていたが言葉にできなかったと思いました。とてもいい意見を聞かせていただいてありがとうございました。

会長

3年ごとの改定というのは、今まで通例だったのですか。ずっと3年ごとに改定してきたのでしょうか。

庶務経営係長

3年ごとに見直しはしておりましたが、改定が必要ないという結論だったため、特に公表はしておりませんでした。庁内での検討はしてきておりました。

会長

ということは、また3年後に必ずこの審議会があるわけではないということですか。庁内で検討して必要ないとなるとこの審議会は開かれないという解釈でよろしいですか。

庶務経営係長

この審議会が、令和7年4月にできた審議会です。過去は審議会そのものがなく、検討してもかけるところもなかったのですが、かけてこなかったですが、今後は3年に1回検討した時点で必要ない場合でも、諮問になるか報告になるか、やり方は考えなければいけないのですが、何かしらの方法で審議会にお話をさせていただくようにしたいと考えております。

会長

公立病院の8割が赤字と言われているなかで、厚生労働省の保険点数の見直しが2年に1回です。これだけ物価が上がってくると制度疲労を起こして2年に1回のコスト見直しでは間に合わなくなっています。ですので、いろいろな公的な事業が何年かに1回の見直しでいいのかってというのが、これから議論が出てくる可能性があって、委員の皆さんが心配されたように、もしかしたら1年後に使用料改定を検討しなければいけないという事態が来な

都市建設部長

いという保証は全くないと思います。個人的な感想です。

それでは、慎重審議どうもありがとうございました。以上で議事を終了させていただきます。よろしいでしょうか。どうもご協力ありがとうございました。それでは司会を事務局にお返しいたします。

4 閉 会

慎重審議ありがとうございました。いろいろとご意見をいただき、一定の方向性を出していただきまして、ありがとうございました。ご意見の中で、人口減少ということでお話がありましたが、先日令和7年度の国勢調査の結果が新聞で報道されましたが、茅野市が5年間で5%位の減で、諏訪市・岡谷市6%、7%の減ということで、加速度的に人口減少が進んでいるという状況のなかで、茅野市としましても人口5万5000人を確保するということが頑張っていきたいと思っておりますので、この辺のご理解もお願いしたいと思っております。また、ご意見の中で経費削減というご意見もいただきました。先ほど、下水道整備係長からも説明しました工事費について、耐震化や老朽管の更新ということをやっております。そのなかで下水道の不明水が大きな問題になっておりますので、この問題にも取り組みながら進めていきたいと思っておりますので、ご理解の方をお願いしたいと思います。それでは以上をもちまして第2回茅野市上下水道事業運営審議会を終了させていただきます。本日は大変ありがとうございました。

令和8年度第2回茅野市上下水道事業運営審議会次第

日時 令和8年5月20日(水)
午後6時30分～
場所 茅野市役所
議会棟大会議室

1 開 会

2 会議事項

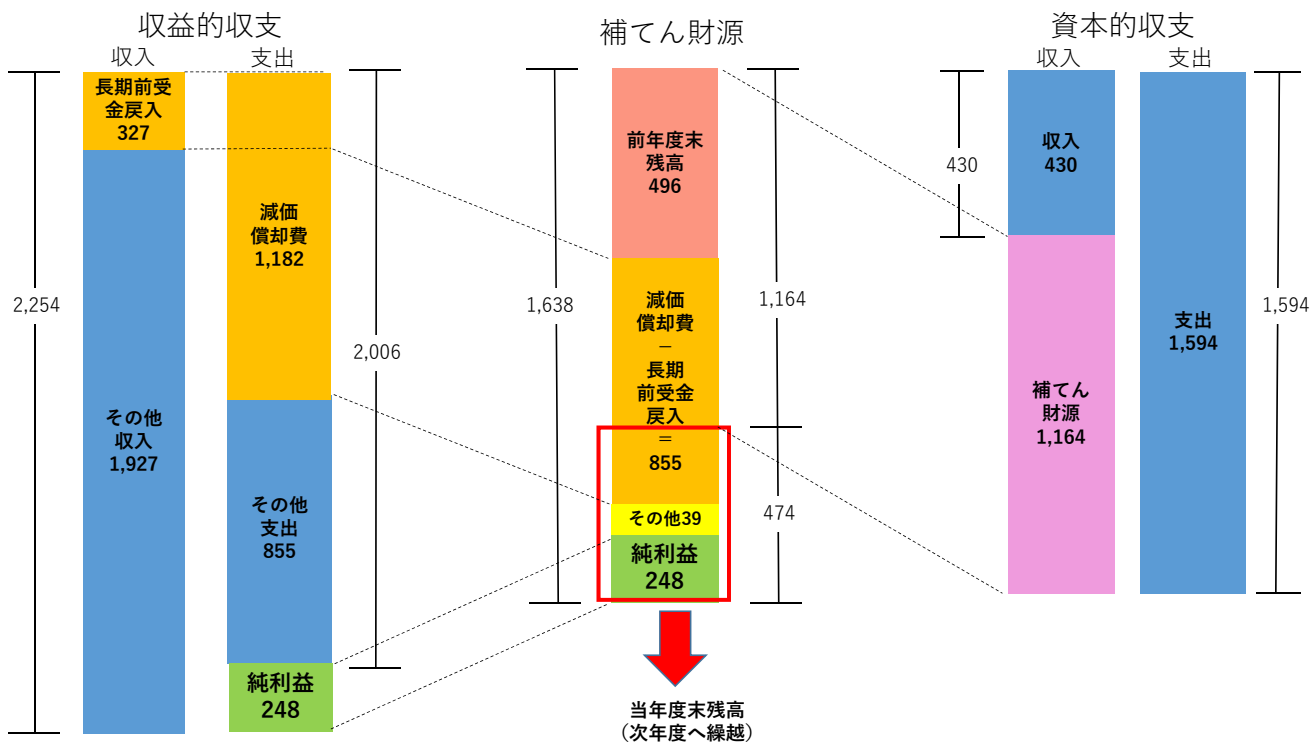
(1) 下水道事業の使用料改定について(諮問案件)

3 その他

4 閉 会

下水道事業における純利益の使途（令和6年度決算）

単位：百万円



- 収益的収支は黒字でも、資本的収支は赤字になる。
- 収益的支出の工事費には補助金や起債等の財源があるが、企業債償還金は財源がない。赤字額の大部分が企業債償還金である。
- 資本的収支の赤字は補てん財源で穴埋めする必要がある。
- 補てん財源は、①収益的収支の非現金支出である減価償却費から非現金収入である長期前受金戻入を除いた額（現金支出を伴わない経費はその分純利益を減らすが、実際は使用料による現金収入はあるため、純利益とは別にその分の現金があるため。）、②純利益などで構成される。
- 令和6年度末における補てん財源の残高は約5億円である。

結論：過去の純利益分は補てん財源に組み入れられた後、企業債の償還金に充てられ、約5億円しか残っていない。